

議第94号

京都市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について

京都市水道事業条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市水道事業条例の一部を改正する条例

京都市水道事業条例の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項第1号中「又は第7条第3項」を「, 第7条第3項」に改める。

第15条第1項前段, 第15条の2第1項前段, 第15条の4第1項前段, 第24条各号列記以外の部分, 第24条の2第1項各号列記以外の部分並びに第24条の9第1項前段及び第2項前段中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第26条の3第3号中「短期大学」の右に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。以下同じ。)」を, 「者」の右に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては, 修了した者)」を加え, 同条第7号中「又は水道環境」を削る。

第26条の4第2号及び第3号中「後」の右に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては, 修了した後)」を, 「高等専門学校を卒業した者」の右に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては, 修了した者)」を加える。

第28条第2項前段中「100分の108」を「100分の110」に改め, 同項後段を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は, 平成31年10月1日から施行する。ただし, 次の各号に掲げ

る規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条の2の改正規定 この条例の公布の日

(2) 第26条の3及び第26条の4の改正規定 平成31年4月1日

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市水道事業条例（以下「改正後の条例」という。）第15条第1項、第15条の2第1項及び第15条の4第1項の規定は、平成31年11月1日（改正後の条例第17条第2項の規定により隔月に水道メーターの検針を行う場合にあっては、同年12月1日。以下「適用日」という。）以後に決定する使用水量に係る料金について適用し、適用日前に決定する使用水量に係る料金については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第24条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の給水に係る料金について適用し、施行日前の給水に係る料金については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第24条の2第1項の規定は、施行日以後に承認の申請があった専用装置の新設又は給水管の呼び径の増径に関する工事（以下「工事」という。）に係る加入金について適用し、施行日前に承認の申請があった工事に係る加入金については、なお従前の例による。

5 改正後の条例第24条の9第1項及び第2項の規定は、改正後の条例第24条の5第3号に規定する負担金算定期間（以下「負担金算定期間」という。）の末日（負担金算定期間の中途において、同条第1号に規定する地下水等利用専用水道による水の供給をやめた場合にあっては、当該水の供給をやめた日。以下「算定期間末日」という。）が施行日以後となる場合の当該負担金算定期間に係る水道施設維持負担金（同条第2号に規定する水道施設維持負担金をいう。以下同じ。）について適用し、算定期間末日が施行日前となる場合の当該負担金算定期間に係る水道施設維持負担金については、なお従前の例による。

6 改正後の条例第28条第2項の規定は、適用日以後に決定する使用水量に

係る料金を納入するときに減額する額について適用し、適用日前に決定する使用水量に係る料金を納入するときに減額する額については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 7 平成31年4月1日前に技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、改正後の条例第26条の3第7号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、料金等の適正化を図る等の必要があるので提案する。